

## 武蔵野市補助金評価委員会第4回議事録

開催日時：平成20年9月11日（木）

午後4時から午後6時まで

場 所：武蔵野市役所 第601会議室

出席者 堀場勇夫委員長、青木宗明副委員長、高見慎和委員、萩野紘一委員、  
松井望委員、山田功委員。

青木事務事業見直し推進担当部長、高橋財務部長、山本企画調整課長、竹山財政課長ほか

### 1 開 会

○委員長 補助金評価委員会第4回目の会合を開催いたしたいと思います。

### 2 議 事

#### （1）個別補助金の類型化について

○委員長 本日は個別の補助金の類型化についてご論議いただきたいと思います。

お手元の資料ですが、補助交付団体の特性、A3のマトリックスになっているもの、補助金の一覧表、そして第3回の議事録です。前回のご議論をもう一度整理させていただきますと、私がかかなり無理をしてつくりました事務事業と補助金の根拠で、事業の目的があつて、アウトソーシングと直轄のところから補助金が出てきて、その補助金の目的が、前委員会では5類型化されているということを確認させていただきました。

類型のためには目的が必要であるということで、今回は副委員長より素案を提出いただいて、そこでは「公益性」の横軸と、その受け取る主体の公益性をみる、縦横のものでつくられたマトリックスが提示されました。

横軸の「公益性」は、一般的に政府から民間への軸がございまして、縦軸は主体として政府からプロフィット、ノンプロフィットの軸がございまして、それに伴って補助金が事業委託費、事業奨励補助金、事業援助補助金と大きく分けられるであろうと。これを踏まえまして、現実の個別補助金を委託費補助、奨励援助、あるいはそれに類するもので当てはめることで作成された表がA3のものであります。

副委員長よりご提示されましたのは事業援助補助金、奨励補助金、委託費という3通り

の言葉でございましたが、今回のものとの関連を踏まえて説明してください。

どのように定義するかだけですので、余りこだわる必要はないかと思いますが、前回の  
ご議論の中では「援助」、「奨励」という言葉がご議論になっております。

そのほか、情報公開の問題、それから手続の問題が話されております。

本日は、個別補助金を主として公益性の軸で、あるいは団体の公益性の軸で行列の形に  
当てはめてみようということから入りたいと思います。

各補助金には目的があり、その目的に沿って委託費、事業奨励補助金、事業援助補助金  
という形のものが公益性に従って横に並ぶというご議論だったと思います。

○副委員長 1つ補足ですけれども、今回かなり強引に分けていただいたと思いますが、  
ねらいからすると、これを分けた上で、類型に応じて評価といいますか、運用が変わるの  
だろう。つまり、評価というところで何か全体を一律に類型化した上で、例えば収益法  
人の委託金であればこういうところに注意をして、評価をすればいい。毎年議会がチェッ  
クをするときに役に立つような基準をここで出せばいいわけです。

こういう類型に応じて、ほかからの寄附がどれぐらいの割合なのかとか、補助ならこう  
いうところに注意しなきゃいけないし、援助だったらこういうところを注意しなきゃいけ  
ないという運用の基準がここから出てくるということで、それぞれの運用基準ないしは評  
価基準がどれぐらいのものであるかが前回の私のねらいでした。

ですから、よくわからないなというのが、非収益法人で、市役所そのものというか、職  
員共済も入ってきますね。

○委員長 前回の「新たな市政構築に向けて」というものも、5類型の後に全般に対して  
補助金の見直し基準案というものを作成して、その具体的な中身としては必要性、公平性、  
有効性、妥当性、効率性、説明責任という基準で補助金を見直ししたらどうかというご提  
案になっております。

本委員会では、それを一步前に進めまして、その補助金の目的と見直し基準の対応関係  
が必要ではないか、あるいはその類型によっては基準案のウエートづけが若干異なるので  
はないかという流れになっております。

本日は、具体的なこの中身をどう議論していくかということになるかと思えます。

まず資料のご説明をしていただきまして、その上で話を進めたいと思います。何かご質  
問はございますか。

それでは、資料のご説明をしていただきたいと思います。

○財政課長 では、資料の説明をさせていただきます。

具体的にどれに当てはめるかというのは、見方によってかなり違ってきます。

補助金の名称だけでは補助の内容がわからないということがありますので、「補助金の概要」でどういう補助金か、短い文章ですが載せました。その中で、公益性と関与の強さを類型化しました。この表ですとなかなか見にくいということがありますので、A3の図に落とし込んだものです。どこの部分に当たるかを見ております。

関与の強さとして、補助、援助、委託金、分担金という関与の強さの部分と、奨励の部分と同一の部分で考えて区分をしております。

そして、「補助交付団体の特性について」は、プロフィット、ノンプロフィットというところがありましたので、収益性があるような法人なのか、非収益性の法人なのか、またどちらともいいにくいものを、とりあえず「中間法人」という形で書きました。

また、財政援助団体、出資団体等につきましては、行政を補完する団体として、一番公的な法人であるという位置づけにして、振り分けてみました。

その結果、団体だけで見ますと、補助の受け皿としてつくった団体がありますので、そのもととなるものが収益的な法人であれば収益と見るのか、収益性はないので非収益法人として見るかという部分があり、また職能団体をどう捉えるかなど、その中で区分けをして、振り分けてみた結果です。

議論の中では、個別に見ていったときに、この補助金はこの枠ではないというご意見も当然あると思います。ただ、傾向としてはこういう形に振り分けられまして、前々回にお示しした類型とは、かなり違った形になっています。統一的な傾向を見出すことはできませんでした。同じ類型のものでも、この関与の強さと団体の特性だけで見ますと、かなり別の視点で振り分けができ、類型化ができるという状況でございます。

以上でございます。

○委員長 それで、A3の資料の説明をお願いします。

○財政課長 こちらの分け方として、縦軸になります団体の特性のほうは、補助団体が収益事業を行っている団体ということで、例えば収益事業として、その仕事をしているものについて挙げてみました。一番左の上にある友好都市アンテナショップ運営費補助金、こちらは姉妹都市の物産を販売している小売店でございますので、基本的にこれが本業でございますので、ただなかなかそれだけでは成り立たない。姉妹都市から物を運んできていますので、高い値段になっているということもあります。このようなものについては収益法

人としました。

「中間法人」というのは、どちらともいえないものを出しております。

「非収益法人」というのは、収益目的ではなくて、市の事業のために設立したような団体、日本武蔵野センターなども、センターの運営をする母体をつくって、そこで日本語教室等の事業を行っているとか、防犯協会などは防犯を目的につくった団体で、これら自体は収益目的の団体ではありませんので、そういう団体を入れました。

また、一番下の「財援団体」については、出資もしくは運営に要する費用のほとんどを市のほうで負担しているような団体を財政援助団体としました。

関与の強さにつきましては、補助、援助、委託金、分担金の中で、どうやったら、それぞれの事業において余り恣意的にならずに区分けできるかという視点で、補助は市が直接行うような事業ではないだろうというところを視点として財政的支援を必要とするもの。援助、奨励については、補助もしくは援助することが行政目的達成に効果的だろうということで、分類しました。

委託金は、本来市が行ってもよい事業であるけれども、効率性の観点等から団体に補助を行っているものなど。

分担金は、もともと一定の義務、責任が市側にあるものという視点で区分けをさせていただきました。例えば分担金の中で、収益法人の中央公園北ホール運営費補助金というのは、富士重工という企業の社宅がありまして、社宅の中の1階部分に近隣住民も使えるようなホールの貸し出しをやっております。補助金の相手方は、富士重工という収益法人なのですけれども、やっている部分は収益事業ではなく、ホールをコミュニティセンターの一部として開放していただいていますので、市の分担金として考えた、そういう事例でございます。

あと、もう1枚配っております財援出資団体の状況ですが、前回の審議の中で、財援団体とはどういうものなのかというご質問がありましたので、作成したもので、団体名と事業概要、市が出資している額、役員等の数、そのうち市の職員が何人いるか、また理事長はどのような人がなっているかという資料です。出資団体の6団体については市が資本出資をしているということです。下の援助団体については、基本的に出資ではないのですけれども、補助金等で多くの部分を市が担っている団体でございます。

以上でございます。

○委員長 何かご質問はありますか。自由にどうぞ。

○委員 9ページの資料の「公益性」と「関与の強さ」のところの数字はどういう定義なのですか。

○事務局 「公益性」は、下から0、1、2、3という数字で入っています。財援団体が0で、非収益法人が1で、中間法人が2で、収益法人が3という数字が入っています。

「関与の強さ」は、1、2、3、4という数字で入ってまして、これは関与の弱いほうから1、2、3、4です。補助が1、援助が2、委託金が3、分担金が4という数値で入っています。

○委員長 「特性」のほうは下から大きくなって、横軸は左から。

○委員 2つ質問が。まずA3の「中間法人」と書いてある部分と、この枠内の部分とは、例えば、ここの武蔵野市商店会連合会と中間法人というものとは対応はしているのですか。ここの「中間法人」という言葉と、例えば「補助」と書いてあるところに「武蔵野市商店会連合会」と書いてある、これが中間法人かどうかということとは因果関係はあるのですか。

○事務局 こちらの表の団体の性格、公益性という部分の中で判断して、この部分に位置づけたということです。

○委員 位置づけたというだけですね。

○事務局 そういうことです。

○委員 このA4の補助、援助、委託金、分担金という定義ですけれども、これは資料としてこうであるということであればいいのですけれども、今後これが定義としてここへ載せるということであれば、より厳密な定義が必要と思います。例えば「市が直接行うような事業」と書いてありますが、これはだれが決めたんだというようなことからいうと、事実関係と規定の仕方があって、この辺は、例えばもう市が直接行う事業ではないのであれば、「ような」という言葉を外す、あるいはこれは市の事業の補完として財政的支援を行うということなのだろうと思うのですけれども、そういう定義をもう少しきちんとしたほうがいいでしょう。

もう1つは「委託金」の中で、ここもひっかかるのですけれども、「本来市が行ってもよいが」というのは、極端なことをいうと、行ってよいのであれば行えばいいじゃないかということなので、ここは例えば「委託金」は、「対価が明確なもので、その効率性等の観点から団体に行わせるもの」とか。この定義そのものはまだこういう形で決めていただくよりももう少し議論して、最終的に議論したほうがいいだろう、この2点だけちょっと意見

として申し上げておきます。

○事務局 この「関与の強さ」を、どこに割り当てるか、例示的にお祭りの補助を出された議論がありましたが、AさんとBさんでは全く見方が違ってしまうということがありますので、定義としてではなく、こういう視点で振り分けをしましたという、資料としてご理解いただきたいと思います。

○委員長 委員の意見は個別事業を基準にして軸をつくと恣意性が入ってくるので、軸を最初にきちんと固めてから行い、それから振り分けをする。もちろん両方ですが、軸の定義をきちんと決めたほうがいいのではないかということですね。

○委員 その面もありますが、それは難しいから個別の部分もということで。最終的にまたもとへ戻るかもわかりませんが。

○委員 補助団体の特性の収益法人か中間法人か非収益法人かということに関して、A4横の資料ですと、補助団体が事業として行っている団体か否か、その真ん中かという分類だと思うのですが、当該事業というものは、補助事業について整理されているかと思われるのです。恐らく最初の意図としては団体自体の歳入構造といえますか、収入がどうなっているかということに基づいて整理されたほうがよろしいと捉えていたのです。

というのは、やっぱり収益か非収益かというのは、補助を受けるのをやめた後に自立できるかどうかということにかかっている、ほかの事業として収益の部分を持っていれば、当該事業、申請している事業が、いつかは事業として補助を受けていても、将来的にはほかの事業の収入の部分で相殺できれば、将来的には市からの補助金は必要がなくなってくるわけですね。

当該団体の歳入構造として、例えば収益事業を持っているかどうか、また団体構成員の会費に基づくものであるのか、また単に、まさに市からの補助金に基づいて団体補助にすぎずるべったりになってしまっている団体なのかということで整理されると、恐らくすっきりしてくるのじゃないのかなと思うのです。

何か非収益法人というところが非常に膨らんじゃっているところが少し気になっていて、これは要するに収益がないから、ここに補助を当てなきゃいけない。補助団体は将来的には自立したほうが良いという考え方を持っているのですけれども、やはりある程度団体自体の特性というのは、歳入構造に基づいて整理したほうがわかりやすいと思っていたのです。

○事務局 今回については、その視点では分類してございません。どういう視点でやるか

は、いろいろな考え方があるので、委員の中で、こうすべきじゃないかというご意見であれば、この表についてはそういう視点で作り直す作業をすればと思っています。

○委員 収益法人、収益団体となり得る団体というのはどれぐらいあるのですか。2回目にお話ししましたが、団体補助に対しては、将来的に考えないといけないと思うのですけれども、団体として何とかやっていけそうなところ、やっていけそうじゃないところというのが、補助金の中でどれぐらいあるのかというのを目に見える形でやっていくといいのかと思います。収益があるのか、全くないか。先ほど友好都市アンテナショップ運営費補助金というのは、その団体自体にとって、これだけの事業なのか、ほかにも事業を持っていれば、ほかで賄えるのかがあると思うのです。

○事務局 非収益法人の中で補助の区分に載っている団体というのは、どちらかということこの補助の中でつくっている団体が多いので、補助金がなくなると活動が停止してしまうと思います。

逆に、援助は、それぞれ個別の団体で別の事業も行っている団体で、補助の対象の事業をやるかどうかは別ですけれども、団体自体がなくなってしまうというところはないのかと思います。委託というのは個別の事業の部分ですから、その事業をやるかやらないかということになると思います。

○委員 委託のところだと、幼稚園の運営……。要するに、事業なのか、運営費補助なのかというところで分かれてきて、これがなくなると、団体自体がなくなってしまうようなことになると余り望ましくないなとも思うのですけれども、そうなると、委託金とかいわれる中でもその整理が必要かと思います。

○委員長 その他ご意見ございますか。

個別の話に入って、そのそれぞれの特性みたいなものを見てみますか。

○副委員長 何でこういう類型化をしようかなと思ったのかというのは、補助金とはそもそも何だというのは、よくわからなくて、右のほうは果たして補助金ですか。先ほど委員もおっしゃっていたように、委託金というのであれば、これは補助ではなくて、むしろ市役所、その実施主体がどちらにせよ、補助ではなくて行政ということですね。

場合によっては、これは職員定数の問題あるいは非正規、正規職員の問題にまで拡大するかもしれませんけれども、いわば外へ押し出したほうが楽だという話も、古くからあるわけです。そういう部分も含めて本当にこれは補助金というものの莫大な金額の中に入れておいていいのか。この部分は委託ですよ。武蔵野市の補助金は、これからはむしろそ

ういう部分はそういう部分として委託として区分した上で、本来の、第1回目からいっているように、市民と、特にこういうNPO、非収益の市民の人と協働作業をする上で、市と市民がともに何か意見を出し合って、それで行政をやっていくというものを補助金にするのだということが明確にできないかなというのが今回のこのタイプの最終的なねらいだったのです。

ですから、それを意識しながら、どこを最終的に補助金としていくのかというと、この区分でいうと左の真ん中辺がこれから力を入れてやっていく補助金であって、今度はそこでの、補助金が要るのか要らないのかという基準がもう1つ出てきて、そのほか委託については、本当に市の業務ですから、補助金の基準とはまた別だと思うのです。別に公平という必然性もないし、そもそも必要性などは、市の行政が要るのか要らないのかという話だと思います。

それともう1つ難しいのは、今回「関与」といっている部分は、私の頭の中では、責任というのか、政府としてというか市役所がやる性格が強いのか、それとも市民の自発性が強いかなのです。

もう1つ、実施主体については、委員のおっしゃるとおりです。その事業の、例えば収入の程度ですとか、寄附の程度ですとか、会員収入、それに応じて団体が、市民の団体なのか、それとも市役所の業務を受けるためにつくった団体なのかというのが出てくるはずですから、それに応じて補助を出すのか委託なのかというのがまた決まってくるのかと思います。

○委員長 「関与の強さ」という言葉が、ちょっとイメージとは違うかもしれないですね。関与する主体は市ですよ。何かもうちょっと中立的な言葉で何か考えたほうがいいかもしれないですね。

分担金と委託金、補助金、援助金、真ん中のところで大分性質が違うような感じを受けますが、いかがですか。真ん中より右側が本来あるいは従来、市が行っていた事業で、何らかの理由によって外部にお願いする、あるいはせざるを得ないので分担するということですね。

○副委員長 委員もおっしゃるように、定義をきちんとやらなきゃいけないと思います。今は「効率性等」と書いてありますが、例えばバスの運行だと専門性とか、それはいろいろあるでしょうから。市が直接やるのは当然できないわけで、専門家に任せるとか何か。医師会関係もそうですし。



○委員 もう1つ質問です。この「委託金」というのは、例えばテンミリオンハウスの事業補助金というふうに書いてありますけれども、この事業補助金で100%テンミリオンハウス事業というのがやられているのですか。そうじゃなくて、ある一部が、テンミリオンハウス事業の一部が補助金として払われている、その補助金を委託金の中に分類した、こういうことですか。

○事務局 テンミリオンハウスは基本的に市の補助金がベースで、利用者が、例えば食事などの提供を受けていますから、そういうものは一部利用者の食事代の負担はありますけれども、基本的には全額この補助金の中で運営されています。

○委員 つまり、この委託金は基本的にはこの事業に書かれているような名目の事業は100%この委託金でやられているという分類になっているわけですか。

○事務局 必ずしもそうではない。例えばこの一番上ですと、「認可外保育施設」というのは、いわゆるベビーホテルに近いもので、援助と利用者からも保育料を徴収していますので、それと合わせてやっています。ですから、必ずしもそうとはいえないし、幼稚園も当然月謝がありますので、その部分がメインであります。さっき委員もおっしゃったような、いわゆる歳入構造の視点でいいますと、小さなパイになる。テンミリオンハウスは10割ですから、必ずしもこの委託金の部分とはいえないです。

○委員 例えば給付金というような形に変えられるという性格のものと、そうでないもの。委託金そのものの定義ですが、例えば小児救急医療運営費というのは、その運営費の全額がとらまえているわけではないわけですね。そのうちのこの部分が、補助金でありますよという明確な運営費としての把握ができていないわけではなくて、事業サイドか市サイドとしてこれだけの補助金が必要だろうという判断において出している、こういうことですか。

○事務局 小児救急などは新たにやってほしい事業として市がお願いし、その部分の中ではかかる費用の、全額ではないですけども、この部分を出すことでやってください、逆にこれだったらできますよというように始まって、費用積算といいますか、この部分は補助して、小児救急を確保したいということでやっているということです。

ですから、歳入構造でいうと、わずかになるでしょうけれども、これを出すことで小児救急医療をやってくださいという部分では、委託というような判断をさせていただいたということです。具体的には、病院で最近の傾向として小児科医がなかなか定着しにくいという状況がございまして、市が小児科医の人件費分を一部負担するものです。

○委員長 議論の方法ですが、右側の分担金から始めていって、分担金、委託金の事務方が考えている分類の基本を承って、個別の主要なものが確かに分担金だということであるならば、これは補助金の話からは少し離れるだろう、つまり分担するというにすぎないということで、議論から最初から外してしまおうという方法ではいかがですか。分担金と一番左の補助金は、かなり性質が違うと思いますので、我々の議論は恐らく左側のほうですので、右側のほうは本当にそこに入れていいかどうかをまず議論させていただいて、中身はちょっとお伺いした上で、これは議論から外しましょうということではいかがですか。

○委員 賛成ですが、この財援団体の分担金の一番下側のところは、また別の角度も必要じゃないかと思います。

つまり、補助金としての額が多分一番大きく、理事長が市の出身であるなど、これは市と一体となっているということでしょうから、そういう面でこのところの補助金の性格というのは若干別の角度の議論が必要じゃないかと思うのです。

○副委員長 財政課としては、予算、決算上は、補助金という名称がついているんですね。認識としては、どうなのですか。

完全出資団体であれば、これは多分名前からいうと 100%出資ですね。これに対しての繰り出しですけれども、これはほとんど市と一体ですね。建物が同じかわかりませんが。そういうものを補助金とっていいのかわかりかねます。

○委員 だから私は、本来の補助金ではないと思うのです。だけど、現在の補助金の議論をするときに、今後財政緊縮していこうというときに、最後のときに何を議論、パイがどうなっているかというときに、ここの議論は外して通れないと思います。つまり、補助金を見直して、PDCAサイクルをやっていくというときに、ここの議論を全く我々の意見の範囲外にしちゃうというのは若干問題があるのじゃないかということです。

○委員 一番左の補助金のように、必要性とか公平性とか、そういう部分での判断基準が違ってくるかと思うのですが、補助金を受け取っている以上、情報開示をしなきゃいけないというのは、左側でも右側でも同じだと思いますので、そういう意味で、もし市民に対する情報提供が不透明な団体があるのであれば、そこが一番右のものでも、改善していかなきゃいけない部分かと思います。

○委員長 私が右側からと申し上げたのは、前回の補助金の見直しのところで幾つかご議論があって、その1つが見直しの基準をつくるべきだという議論があるのです。それに関

して、性格が違うのでということをお願いしたのです。

そのほかに補助金自体の基準、あるいは判定基準を必要としていますよということがありまして、そこには評価方法だとか補助率だとか補助機関だとかいう、現行補助金というよりも、補助金があるべき基準は別にされているのです。

現行補助金の見直しの議論と、それを仮に見直しをした上で補助金が継続、存続した場合に、その補助金を持つべき性質と、ちょっと議論が違うので、見直し基準として前回の委員会の1つのテーマを論じたいということです。次の段階で補助金であるならば、情報開示が必要だとか、いろいろな問題があると思います。

財援団体、あるいは外郭団体、三セク等も含むもう少し違うご議論は別途行いたいと思います。

○副委員長 こちらは補助金の問題というよりも組織の問題ですから。これはほかにどこかで議論をやっていないのですか。あるいは毎年議会の決算委員会等々で……。どこでも相当問題になるはずなのですかね。

○委員長 その問題は、前は三セクの問題でご議論が出ているのです。それはちょっと違う問題というか、補助金の見直し論とは少し違う視点が必要になってくると思います。

○委員 だと思います。ただ、今の補助金の25億、30億の金額の約6割とか、それを占めている部分なので、現状の補助金の見直しというところから行くと、ここは当委員会でも何らかの意見表示は必要ではないですか。

○委員長 その問題は後ほどするというので、記憶か記録にとどめておいていただけますか。

それから、補助金のあり得べき姿、補助率、補助期間、そういうことに関しても、また後ほどしたいと思います。

とりあえず、いろいろなところにご議論がいつてしまうことを少しまとめて、現行補助金の見直しということで話を進めさせていただければと思います。その意味で、分担金、委託金は少し性格が違うように思います。

○副委員長 この分担金のところで収益法人、非収益法人で出てきている意味がよくわからないのですけれど。

○事務局 単純に相手側が会社かどうかとして分けただけであります。

○副委員長 分担というのは1つの仕事を、責任分担するし、経費も分担しましょう。そうすると、民間の会社と分担する仕事というのが、あるのか。あるいは、非収益法人にし

でもそうなのですけれど、分担というからには、対等レベルの話ですね。それというのは市の行政なのか。分担という場合、普通は政府同士なのか、公的組織同士の間で分担という意味で使うのですけれど。

○事務局 今回の区分けの中では単純に、市に一定のやるべき義務のある行為だという認識で分けました。

○副委員長 中央公園北ホール運営費補助金ですけれど。

○事務局 これはコミュニティセンターを市に何カ所かつくっているのですけれど、社宅の1階にそういう施設をつくってくれる企業があって、その部分に運営費を、企業に対して運営費を補助として払っています。基本的にそれが個別で運営されていれば、市がつくべきようなコミュニティセンターという住民向けの施設なので、市の責任の範囲ということで、こういう分類をしました。

○副委員長 場所を借りているわけではない。向こうも積極的にやりたいわけですか？委託費とどう違うのかよくわからないのですが。

○委員 これは家賃みたいなものなのじゃないの。

○副委員長 であれば委託費ですよ。

○委員 やはり、この分担金の区分けというのは確かに難しいところはありますね。

○事務局 義務的色彩が強いといった意味で「分担」という言葉を使っているのですが、「分担」という言葉の厳密な定義からいうと、若干ずれる部分もあります。

○委員 先ほどから委員長、副委員長、それから各委員がおっしゃっているように、今みたいな分担金なのか家賃なのか。職員共済会交付金なんていうのは、普通で行くと法定福利費ですね。これが本当に補助金なのかという話になるじゃないですか。

○事務局 市役所の支出の方法として、費目が決まっているからなってしまうのですが、費目としては補助金なり交付金という名目を使っていますが、分担的要素もあれば義務的な、共済会交付金というのは法定福利厚生ですから、義務性を負っているという意味で、この表の中では分担金に仕分けしています。

あるいは、消防団運営交付金も、本来自治体消防ですから、消防署も何とか市消防本部となって、本署職員だけでは足りない部分を、消防法に基づく団を設置したら、そのためのお金は法的に出さなきゃならぬということで、義務的な意味合いを持つというのでここに区分してみました。委員長がおっしゃるように、純然たる任意性を持った補助というよりは、かなり義務的色彩を帯びているものという1つの視点です。

○委員 それを聞いて議論しても、これは出さなくちゃいけないものですからね。

○副委員長 補助金という範囲内から追い出したいですね。

○委員 厳密にいうと、補助金じゃないですよ。武蔵野市の財政支出のときに補助金という名前を使っているにしかすぎないので、見直し論のところでもここをやっても、見直せと云って法定福利費なのですから、出さざるを得ないわけです。それから、中央公園北ホールの運営費だって家賃ですから、そこから撤退しない限りは払わなくちゃいけないという性格のものですよね。

○委員 分担のところにあるものは、行政以外ではできないという理解でいいのですか。

例えば、消防はそうだと思うのですが、行政以外、民間でやるというのは無理ですね。民間が料金をとって消防をやるというのは無理ですから、行政がやる仕事そのもの、そういう理解でいるのですけど。

○委員長 障害者施設整備費補助金、介護保険施設建設費補助金とございますが、これはどういうものですか。

○事務局 社会福祉法人が施設をつくったときの建設費等の補助で一定の割合は決まっています。建物の補助ですから支援はするのですけれども、そういう施設誘致といいますか、そういう施設をつくったときに出すという性質のものです。

○副委員長 難しいけど、これは補助金ですよ。分担ですかね。

○委員 こういうものは行政じゃないと絶対できないという話じゃないように感じるのです。

○事務局 これは障害者施設と介護保険施設、例えば特別養護老人ホームは運営主体は社会福祉法人ですから、行政というわけではないのですけれども、市内で何十床足りないという話があれば、国の補助がついて、市の補助もついて初めてできますよという、かなり義務性を帯びているので、ここに分類してみました。

○委員 例えば武蔵野市じゃないところに特養のベッド数を 10 床確保するためにそこへ補助を出して、武蔵野市の人の 10 人分は確保する、そういうための補助ですね。

○事務局 市内にそういう社会福祉法人が高齢者福祉施設などをつくる場合、用地の取得費、建設費、それについて国やら都から補助が出て、市からも補助が出ないと物ができない。施設設置にあたっては、ある意味義務的に市が出さないと……。

○副委員長 介護保険法で入っているものですね。

○委員長 法定分でしょう？

○副委員長 4分の1上乗せしている。

○委員長 法定の4分の1の負担分でしょう。（「今、法定はないです」と呼ぶ者あり）

○副委員長 あれはもう終わったのでしたっけ。（「特養とかの整備には、法定ではないです。市の持ち出し」と呼ぶ者あり）法定じゃなくなっている。であれば、ここじゃないのかな。でも、法律で左右されるのもどうかと思うのですけどね。

○委員長 ここに入れられたのは、要するに、ある種の負担金というか義務的経費として従来から4分の1市区町村の負担がなされている、その分だからということですね。

○事務局 確かに直営でできないかという、例えば特養にしても、障害者施設、介護施設にしても、事業ではありますけど、株式会社がつくるような性質のものではなくて、どちらかという社会福祉法人というほとんど公に近いものが歴史的にやっているもので、それに対して国や都道府県や市町村が一定の負担をして誘致している。ただ、当然基準価格とか、いろんな制度上の問題があって、武蔵野市の場合ですと建築費とか土地の値段も含めて、より多く出したりというのが実態的、歴史的にありますから、その部分でいえば、補助の部分と負担の部分とが合わさっている部分といえます。

あと、この部分で障害者というのは、市内の施設ではなく、市外のいわゆるベッド確保です。これは補助ですかという議論になると、同じ施設が市内にできると負担金で、市外にあると補助金というもおかしな区分けになるので、その部分ではこういう区分けをしました。絶対的にここに入らなきゃいけないという区分が、明確にはしにくいところがあります。

○委員長 補助金の議論としては、文章の中に、これはこういう形で、義務的経費なので補助金の議論から外しますという形で、外していいような項目ですね。

○委員 私もそう思いますけどね。一生懸命議論したって、意味ないですよ。

○委員長 財援団体のほうも、ほぼ同じですか。議論をしないでおきましょうか。後ほどまたするというので。

○副委員長 ナーシングホーム運営費補助金とか、消防団は、義務的とおっしゃっているのは、あくまで道義的な義務ですか。法律があるかないかで切るか切らないかわかりませんが、これは出さないといけないのか。これは地域の消防団ですね。これを義務的というと、ありとあらゆるものがかなり義務的になってきますけど。

○事務局 障害者施設の法的な部分ではないですね。その意味では義務的な部分です。

○副委員長 国の補助金も交付金化しちゃいましたから、わけがわからなくなっちゃって

いますけど。

○委員 消防団を見ていると、1回出動すると、本当にわずかみたいですが、給与的な性格のものが出ているのですね。昔はそれを、それぞれの消防団が一括して温泉に行って慰労させたりしていたのですが、今はそれが難しく、一応皆さんにそれぞれ渡すという形をとっているみたいです。だから、消防団のほうから源泉徴収票が出ているのですね。

○委員長 この内容を伺った上で、ある意味で義務的なものだろうということで、補助金のいろいろな議論からまず外しましょうと。ただし、ここに入れていかどうかというのは、ここで判断してよろしいのじゃないでしょうか。

○副委員長 消防団なんていうのは、市民のほうも自発的に地域を守ろうとやっているわけでしょうし、それに対して市も責任もあるわけだし、市民と市の協働作業という意味では典型的なものじゃないのかなと思いますけどね。防災自治組織は。

○委員長 副委員長は、むしろ左側のほうに動かしたほうがいいと。

○副委員長 と思いますけど。

○委員長 委託金ですか？

○副委員長 委託よりも、援助……。この辺の定義をもう一回しなきゃいけないと思いますけれど。

○委員長 しかし、そうしたら介護保険施設建設費補助金も同等になりませんか。

○委員 消防団が一番右側の典型のような意味で考えていましたね。この消防というのは行政の仕事そのものという理解をしているので、むしろ障害者施設とか介護保険の施設のほうが左に来るのかな、そういう理解をしています。

○委員 これは委員長がおっしゃったように、分担金というのはこの定義の部分で、市が一定の義務を課する、そういうもの。ただ、その中身についてここで議論しても、なかなかあっち行ったり、こっち行ったりできないと思うのです。

ただ、問題は補助金というからには、支出の明確性というか、分担金、何の分担金なのか。支出したものの中身が何なのかということは明確にして、定義はこういうことだということで、とりあえず左の3つを進めたらどうですかね。ここは多分百花繚乱というか、いろいろな議論が出てくるだろうと思うのです。

○委員 コミュニティ協議会活動補助金については移動したほうがいいと私は思います。というのは、指定管理者になっているところに対して定額分を補助すると、表の 6/9

ページの上から3つ目に書いてあるのですが、これは要するに指定管理者の委託費の中で処理できれば、それまでの話じゃないのかなと思うのです。指定管理者で委託している以上は、まさに委託費の話で終始するはずなのに、さらにこれを市と共同で責任を持たなきゃいけないという論理というのが、整理はできないので、むしろ委託金として位置づけておいて、見直しの中で妥当性を見たほうがいいのかと思います。

ほかには障害者施設とか介護保険施設に比べて、事実上の義務という性格がそれほどあるのかなと、私はこの並びで見たときにちょっと異質な感じがしました。

○事務局 言葉の定義として分担金が義務的な色合いを強く持つものとして補助金とは違うという整理で、仮に区分されている項目が本当に分担金なのかは、別の区分に分類されるものが大分あると思います。

例えば、消防団運営交付金でも、出動すれば、別に出動手当が出ますし、団員報酬も月額幾らとか年額幾らで人件費的な部分は決まっています。装備費、消防ポンプ車とかホースとかは全部市のほうで支給というか、整備するわけです。

運営交付金というのは、その団の運営に関するものです。1団25人からの団ですから、そこが士気を高めて活動できるようにという意味合いで出しているという性格も持っていますから、これがなきゃ火を消せないかといわれると……。

こうやって1個1個議論していくと、分担金という概念そのものは違うのかなと思うのですけれども、それは別の整理が必要になるだろうと思います。

○委員 1つ1つやっているのと、それぞれいろいろなのを含んでいるじゃないですか。だから、やっていって、これはこっちに持っていくべきだというのは、出てくるのじゃないかと思うんです。そうしませんと、前に進まないと思います。

○委員長 では、委託金のほうの中身をちょっとお伺いした上で、またご議論したいと思います。だんだん左に行くと難しくなると思いますが。

何か個別の1つ1つでご質問があれば。コミュニティ協議会活動補助金ですね。これはとりあえずこの分担金に置いておきまして、委託金を話して、左側に移したほうが良いということであれば移したいと思います。

○副委員長 コミュニティ協議会は、いわゆる自治組織なのでしょうか。

○委員 そうみたいですね。各地域にコミュニティセンターがあって、その地域の人たちが委員会をつくって、窓口事務は交代でやって、その人たちに多少お金が出ているみたいなんです。ですから、これは指定管理者……。



○事務局 コミュニティセンターは指定管理者制になっていまして、本来事業費も委託費の中に入れるべきだと思います。例えば文化事業団にも事業を市からお願いしていますけど、それはみんな委託料の中に入っていますので、委託料に入れておくのが筋なのかなと思っています。

○委員 財政で出すときに、ただこういう名目が出ているにしかすぎないのですよね。

○委員長 そうしますと、とりあえず左に移しておきましょうか。

○事務局 補助じゃなくなってしまう可能性のほうが高いような気がします。

○副委員長 本当は委託費というのも難しく、僕の考えだと補助金から落としたいのはここ。委託費も落としたいのですけど。これは予算で事業委託とか、その事業に対して料金を払ってやってもらうというだけの話ですね、極端に言えばね。

だから、とりあえず今あるものを考えなきゃいけないとすれば、隣に移しておくというのはわかります。ただ、将来的な方向としては、今ご説明があったように、ここからも落ちていくというか、ここ自体が落ちる可能性はある。

○委員長 落ちるという意味ですけれども、出した上で議論の対象から除くということをお願いしているのです。出さないわけにはいかないでしょう。財源としては、実際に補助金あるいは何らかの名目が出ているわけですから。どっちからかに項目としては挙げておいて、本委員会の補助金の見直しの議論からは外しましょうと思っているのですが。最終的に、外す意味はまた議論させてください。

委託金の中身というのが、委託金とは何ですかと聞かれたときに、何と答えればよろしいでしょうか。

○副委員長 「ナーシングホーム」を見ると、特養ですね。特養への経営援助、これがなぜ分担金なのか。引き揚げたらつぶれちゃうというか、つぶれると市政としてまずいというのでないと、義務的とはいえなくなるのですが。

○委員 これはお願いして、市の用地でやってみたいです。（「公設民営だったものを譲渡して、民設民営にしたのです」と呼ぶ者あり）

○事務局 もともと公設民営でつくっていたものをこの法人に移した。ですから、この辺も事象だけを見ると特養ですから、社福法人がやれば補助でしょうという区分けもあると思います。設立の経過とといいますか、公設民営のものをずっと、民営化していった部分の中では、市が誘致したといいますか、責任で負担をしますよという経過もありますので、見方によって随分違ってくるかと思います。

○委員 我々市民からすると、こういうのができたということで、当時は鳴り物入りでできているのです。だから、やっぱり出さざるを得ないと。義務的に出さなくちゃいけないのじゃないかと。

○委員 多分このガイドラインとか福祉とかいう部分は今後必要になってきたときに、契約でそのところは明確に市が何をしていくのか、どういう性格でこの財政援助をするのかということははっきりしていけないといけないから、そういう意味ではこの際にするのか、後に持ち込むのか、そのところは……。

○副委員長 委員がおっしゃるのはまさにそのとおりだと思いますね。特に、他の委員がずっとおっしゃっているように、運営補助というあいまいなものから、金額は維持するにしても、それを事業費ベースに算定がえしていかないと、説明がつかないですね。できた経緯はわかるけれども、幾ら援助すればいいのかとか、幾ら分担すればいいのかと合理的に説明がつかみませんから。そうであれば、ここについてもやっぱり事業ベースで換算して、こういう事業があって、例えばこういうときにはこういう働きをするので、その金額を委託しましょうというのが一番正しいのではと。

○委員 委託も補助金になるのですか。

○副委員長 それもどこで線を引くかなのですけれど。委託だから、事業が明確であれば、別に補助に入れなくても私はいいと思うのですが。ただ、今回のようにもう分担ではないのじゃないのかという気はしますね。現時点では委託に動かしておいたほうがいいのじゃないでしょうかね。

○委員長 名前が委託金、補助金と出しているけど、実態は補助金であり、委託金でありというのがいっぱいありますから。

○副委員長 今はまだ交付基準というか補助基準を変えていないわけですから、今はもう分担というしかないでしょう。今までの経緯で金額は決まっているのでしょう。

○委員長 ただ、委託金とどこが違うのといわれると、困りますよね。

○副委員長 我々の結論としては、委託金に変えていくべきだということなのじゃないですか。運営補助から事業補助へ。分担金から委託金へ。

○委員長 委託金と分担金の差というのは、今の運営補助と事業補助の差と、ある程度対応しているのですか。

○副委員長 分担金の場合は、公的機関同士で対等な関係があって、1つの仕事をするときに分担しましょう、責任もシェアしましょうというもので、どちらかというところは

できるだけ余り残さないほうが良いとは思うのですけれど。

分担金という言い方は難しいのですけれど、共済会は、この表に入るものではないと思います。

○委員 分担金に入ったものは、私の持っているイメージでは、これから未来永劫、市はお金を出し続けなきゃいけない。

委託金というか、この分担金より左のものというのは、今は市がお金を出さないとやっていけない状態ではあるけれども、それが5年なのか50年なのかは別として、将来的には自立していく方向で活動していくものが、分担金より左のものなのかなと理解しているのです。そう考えると、この一番右の「分担金」に当てはまるものというのは、もっと少なくなるのかなと。

○委員 ほとんどないでしょう。

○委員 共済会というか、福利厚生なので、そういうものはというのがあるのですけど。

○委員長 「分担金」を消してしまいますか。それで、消した上で、左側に移すものと、例えば何回も出ているように、職員共済金交付金というのは、そもそも議論対象外ということで、それ自体を削除してしまう。

○副委員長 報告書にそう書けばいいのじゃないですか。そもそも補助金ではないし。

○委員長 というのが1つのやり方ですね。幾つかあるうちの、財援団体はちょっと置いておきまして、「分担金」の上の幾つかのうちで、左側に移すものと、議論からそのものを対象外であるとして削除するものと。そういう形で「分担金」そのものの項目をなくしますか。

○委員 ただ、三セクというか財援団体のところは委託金と分担金、これは明確に分けられるのですか。

○委員長 わかりません。財援団体は別に見ないと。組織上の問題で、補助金の問題とは違いますね。そうすると、報告書には、こうこうこういう項目を「分担金」としたが、一部は削除、何々は削除、何々は委託金に入れたという書き方になると思いますが、具体的には上から、左側に移すか、議論から除くか。1つ1つやっていけばよろしい作業で、中央公園北ホール運営費補助金は、左側に移すか除くかですが、これはどうしますか。

○委員 意味合い的にはコミュニティ協議会と同じだと思うので、両方ですね。外すのだったら両方外すし、入れるなら両方入れる。

○委員長 左側に移しましょうか。委託金に……。よろしいですか。じゃ、中央公園北ホ

ール運営費補助金は左側、委託費と。事務局のほうは、困りませんか、そのことで。

○事務局 私ども最初にいいましたように、このプロセス自体が余り明確でなくて、明確でないがために無理やり、線引きをしましょうという中で区分けをしましたので、それ自体は特に困らないです。

○委員長 そうしますと、中央公園北ホール運営費補助金は左側に、職員共済会交付金は、伺っていますと、除くというご議論が多かったように思いますが。

○副委員長 これは労務費でしょう。

○委員長 では、これは補助金の対象とせずということで、除く。

武蔵野市民防災協会運営費補助金、これは何者でしょうか。左側に移しますか。（「これも自治組織ですね」「左」と呼ぶ者あり）じゃ、左側に。

吉祥寺ナーシングホームは左ですね。消防団も左ですね。コミュニティも左。障害者介護も左。

○副委員長 左のどこに持っていきかが難しいのですけれど……。

○委員長 とりあえず委託費。それでもう一回議論して、左へもう一回動かすかにしましょう。大混乱しますので、左、左へ寄せていきましょう。

そういたしますと、分担金の定義は必要なくて、委託金というのは、一番直観的な言い方で委託費というのが、こちらに書かれている「本来市が行ってもよいが、効率性等の観点から他の団体に行わせるもの」。団体かどうかわかりませんが、他の主体ということでおさまりますね。ただし、「委託契約を結ぶ、結ばないにかかわらず」という一文が多分要るかと思います。

○副委員長 そういうことですね。ただし、後々の議論で一番大事なところなのですが、これは各委員がおっしゃった一番大事なところで、ここの部分は完全に市の責任です。ですから、透明性ですとか情報公開はこの部分は少なく、あるいは行政の効果を測れるように努力して、一番効果を出さなきゃいけないのがここです。もっと左に行けば行くほど、その部分がかかなりあいまいでも許される。ところが、ここの部分は市が委託して、金を払ってやってもらっているわけですから、市の行政ですね。

○委員長 そうすると、「関与の強さ」のこの文章が、「本来、市が行ってもよいが」というよりも、「本来、市が行うべきであるが」のほうがよろしいですね。

○副委員長 そういうことですね。

○委員長 「本来、市の事務であるが、効率性等の観点から……」。

○副委員長 そうでしょうね。市の事業でなければ、ここは入らない。

○委員長 それで基準はかなり決まりますね。ここに入るか左に行くか。

○委員 そのまくらことばを入れないと、そのこのところはそごが出ませんか。例えば、どうも「市が」というのが、本来市の事業というところがひっかかっちゃう。例えば、医師会の救急業務という専門業務に委託するときには、それはあくまでもその部分を専門的な機関に委託するわけですね。その委託費だから、それを本来市が行うという、その言葉にすると、やや文節がおかしく感じるので、ここは後で考えたほうが、私はいいと思いますけれども。

○副委員長 表現は、確かにその危険があるのですけれど、一番議論していただく「援助」と「補助」のほうは、むしろ市のイニシアチブといってもいいのかもしれませんが。イニシアチブだけではなくて、市民のほう、あるいは非収益、NPOみたいなところのイニシアチブがあって、両方で協議をして、一緒になって仕事をしましょうというのが多分この先と思います。

○委員 今の時点でここへ、まくらことばというか、前説を入れる、その辺はもう少し検討しておいたほうがいいんじゃないかと思います。

○委員長 ニュアンスの問題ですが、委託費の場合は、恐らく住民あるいは事務の職員の方たちが考えて、これは市の事務だろうということが基本にあって、それを何らかの理由によって委託するということですね。左側になると、そういう基準ではなくて、住民の側から要望があったり、より広い公共サービスの提供の範囲になってきますね。

○副委員長 いろんな意味があると思いますけれども、イニシアチブとさっきいいましたけど、実際に市がやるのかやらないのか。それはお金を出すこともやるうちに入るのですけれど。むしろもっと左の、多分市民の人だけでも成り立つのかもしれないけれど、そこに市民も参加していくみたいなのもあり得るでしょうし。そこでただ「委託」というと、厳密度は別にして、自分の仕事としてやる、市の仕事として市がやるという色彩が強いですね。

○委員長 例えば医師会関係に医師会補助金、歯科医師会補助金と、医師会救急業務研究費補助金、医師会災害医療救護研究費補助金、休日診療補助金とありますね。この間がうまく切り分けられるかどうかですね。医師会関係に対する補助金が、この真ん中の線で片一方は委託費で、片一方は援助費になっていますが、そこがうまく説明できればいいわけですね。

○事務局 これは確かにご意見がすごく分かれるところだとは思いますが。私どもの切り分けの仕方は、市がもともとやりませんかといって始めたような事業、個々を切り分けて、これは民業でできますか、公しかできませんかみたいな切り分けではなくて、この事業がどういう形で始まったか、医師会の補助金というのは、運営費の補助金なので、逆に医師会という団体の援助ですよという部分と、休日診療という休日診療をやってくださいというような個々の部分なので、当然市では休日診療を市の直営でやることはできないのですけれども、お金を出すことで、これを市の責任としてやりますよという意味で委託に分けています。行政効果的な部分を見て判断しています。

では幼稚園ではどっちなのか、運営費を見れば援助じゃないかということですが、幼稚園という業務をどこがやるべきか。公立幼稚園もあるので、幼稚園の役割的な部分の中で、どっちに振ってもいいようなところがあります。

○委員長 医療サービスのある部分を事業として提供してもらいたい。その提供者に対して委託をしているのが右側で、むしろ医療サービス主体の医師会、歯科医師会が、こういうサービスをより充実させたいので補助金をもらいたいというのが左側というニュアンスでよろしいですか。

○事務局 団体の補助は、このサービスをしますというのではなくて、公益的団体であって、その運営に対し一部援助をするというものです。

○委員長 全体の医療サービスの提供の充実のために補助金をということ。

幼稚園も同じようですか。

○事務局 本来どちらがやるべきかというのは難しく、武蔵野の場合、公立幼稚園は1園しかありませんので、もともと民の仕事だと振り分けると、運営主体の援助だから委託金ではなくて援助でしょうという区分けになると思うのです。補助金を出し始めたときの経過の中で、市がやるべきかどうかという視点で支出されてきております。

○委員長 では、委託金について内容も含めてご質問等があればどうぞ。

○委員 委託に関しては、これは市がお金を出さないと困ったことが起きるという理解なのですか。援助に関しては、お金を出せば、今よりもっとよくなるという、委託金はマイナスが出て困るから、それをプラスのほうに持っていく話で、援助というのは、お金を出さなくても、ゼロの状態だけれども、お金を出してプラスのほうに持っていきましょう、そういう理解なのですかね。

○委員 非収益法人、委託金の真ん中あたりに「非行のない明るい街づくり武蔵野連絡協

議会補助金」、これは委託しているのですか。これも市がこういうのをつくりなさいと……。

○事務局 団体自体を市が誘導的につくって、その事業をやっているというところで、受け皿も含めて委託としています。

○委員 これを続けるべきかどうかという話もこの中に入っているのですね。

○委員 なくなってしまうと思いますよ。これは多分市が、つくってちょうだいと頼んでつくったのだと思うのですよ。推測ですけど。

○事務局 警察に事務局があり、警察が作ったものです。非行のない明るい街づくり武蔵野連絡協議会は、非行防止とか環境浄化活動の少年非行防止等の活動をする団体です。

○委員 吉祥寺駅周辺交通問題協議会補助金、これは商工会議所にも何かこんなのがあるのですけども、これは商連のほうですか。

○事務局 吉祥寺駅周辺交通問題協議会は、行政と交通事業者と商業者ですから、商工会議所も入っていると思います。それらで吉祥寺駅周辺交通問題協議会という団体をつくっているということで、かなり行政がイニシアチブを持ちながら、組織化したものです。

○委員 これだって、市がお金を出さなかったら運営できないですけどね。多分独自にはお金はないと思います。

○委員長 したがって、恐らく委託金の場合は、市の事業として適切かどうかという判断が必要になってきますね。こちらのほうの前回の事業評価あるいは事業の判断基準がここには適用すればいいわけですね。

○副委員長 事務事業評価みたいになりますね。

○委員長 なりますね、ここは。市が果たすべき情報開示その他の義務をここは負わねばならない。公平性においても、非常に強い公平性を満足させなければならない。補助金といえども、市の事業として委託しているということですね。

○事務局 事業を個々にやるかどうかについては、まず政策判断があります。例えばムーバスは、市営バスで行うのではなく、民間会社に運行を委託というか補助という形で行った。

休日診療では、やるかやらないかという政策判断、さらにその実施形態として、市立病院で直接供給するか、民の供給に対して何らかの支援を行って、供給は安定して続けてもらうため、財政的バックアップをしますという観点で判断がされますので、委員長がいわれたような評価も当然だと思います。

○副委員長 補助金の評価というよりも、ここの部分は毎年の予算査定と決算の議会審議と同じですね。

○委員長 「新たな市政構築に向けて」のこの報告書の対象は、少なくとも委託金に関しては該当するということですね。事務の評価から入って、補助金に入っていますから、この報告書を基礎としてこの部分を議論できると考えていいわけですね。

○事務局 基本的には事務事業評価というのは、それが市の事業として合目的性があるかどうかというところから入ってくる。私は該当すると思います。

○委員長 そうすると、事務局のほうで、この報告書を基礎として議論できると思います。これをベースにどう議論するかという議論の素案みたいなものができますね。これを基礎として、あるいはあり得べき姿として議論できるということですね。少なくとも、かなり厳しい意味での条件を満たさなくてはいけない。補助金を持つべき幾つかの条件を満たさなきゃいけない。必要性とか、そういうものがなくてはいけないということですね。

○事務局 委託の部分については、幾つかの出されている視点で、例えば指数づけしたものを、お出ししたいと思います。例えば休日診療の必要性とか公平性とかいう視点でのそれぞれ指数づけをある程度しているものをお示しすればいいですか。

○副委員長 ここの部分もすごく運営費補助が多いのですね。こういう場合に、委託するのに運営費補助というのがあり得るのか。委託で運営費補助ということは、その団体自体を委託するということになりますね。

例えば、休日診療でも、休日件数だとか内容だとかに応じて補助金を出すのが、普通ビジネスであれば決まりですね。今やっていないとすれば、かなり運営費補助的なやり方ですね。1カ所幾らとして。

できれば、ここの委員会としては、そういうのはできるだけやめて、説明がつくように、補助の算定は運営に対して運営の経費を補助するではなくて、事業のこういうところの何かそれぞれ適したものの積み上げなり、あるいは前年度実績なりで補助をするという方向に改めていくのが一番補助金制度をよくすることであり、委託についてもそれが当てはまる。特に委託には当てはまるということじゃないですかね。

○委員長 前回のこの報告書の、あり得べき姿の提言をここに持ってくるのが1つの方法です。それを議論すればいいわけですね。それを採用するかどうか。

○事務局 課題としてできていないところはできていないとお示するというだけでいいと思います。

○副委員長 あとは我々がそういうのをやるのかどうかですよね。「社会を明るくする運動」とは何ですか。



○委員長 この項目をもう1個左に移すべきだという内容があるでしょうから、それはちょっとお考えいただいて。

左側のはまた別の基準を議論させていただかないと、今までのご議論ですと、行政がすべきではないかもしれないものが入ってきているわけですから、違う意味、根拠が必要になってくるということですね。

○副委員長 左に行く、例えばボランティア団体の支援というのが委託なのか。ボランティアなので。「援助」という名前にするのか、「補助」にするのか、ここはちょっと考えていただきたいですけど、ボランティアに対して委託するというのがあり得るのかどうか。

○委員長 ただ、先ほどのご説明だと、市のほうがつくってくれというものなのでしょう？

○事務局 これは公園を新しくつくと、つくる前からその地域の住民に集まっていたいて、どういう公園がいいかというのを議論していただくのです。でき上がった後、その管理をある程度任せて、きれいにしてもらったり、花を植えてもらったりということもあるので、かなり委託的な要素も、管理の部分ではあります。また、自然を研究しているような部分もあります。

○副委員長 消防団もですけど、何もしない市民もいて、一方で地域はきれいにしようとか、住民としてのコミュニティ的なボランティア精神があるわけです。そういうものを生かしながら、市のほうでも当然これはやるべき事業なのだけど、両方が協働してやれるような、そういうものを入れる区分が欲しい。消防団もそうですよね。住民も消防をやりたいし、市も……。

○委員 道路では、掃除道具を管理して、花を植えていって、それはどうも市が花代は出してくれていて、そのかわりそれをずっと育てたり、掃除をしたり、道具箱もあって、かぎはその地域の住民が管理している。そういうのもあるのですよ。

○副委員長 そういうものをどう位置づけるのか。援助とはいいたくないじゃないですか。

○委員 そうなのです。だから、それが本当に委託なのかどうか。

○副委員長 委託でもないし、援助でもないし、やっぱり協働的な部分。

○事務局 間につくりますか、副委員長が言ったように。

○副委員長 何かそういうところがあると、ちょっと斬新になって、いや武蔵野市の補助金は、こういうところが……。自分たちのためでもあり、市のためでもある。

○事務局 例えば保育の非営利団体の補助金などはNPO法人なのですけれども、いわゆ

るベビーシッター業務をやっているのだから、本来NPOで自分たちで活動しているのだから、これはある面では援助なり補助なりの部分なのですが、ファミリーサポート事業というこの自治体でもやっているような事業を、市はやらずに、この団体に補助金を出すことによって代行してもらっているのだから、委託的な部分に対する見合いとして出しているという趣旨で委託金としています。この団体の、財政構造的な部分から見れば、ほんのわずかな部分であり、補助でしょうし、主目的の事業であるから、多分援助なり補助なりのという視点になってくると思います。

○副委員長 何かそういう区分をつくってそういうボランティア精神を尊重するというのか、高く評価できていいですね。

○委員 この7/9ページの真ん中の14団体というのは、ほとんど全部NPOですか。

○事務局 これは任意団体です。

○委員 任意団体ですか。ここの概要で書いてあるところの部分というのは、委託の事業として、例えばここと契約を行う場合に、こういう形での業務として契約を行えるような内容にならないのですかね。

○事務局 契約することは可能です。これとこれとこの業務ということを羅列して、この分を団体の代表者、任意団体ですから個人になりますけれども、と契約するということは、実務上には可能だと思います。やっている側からすれば、市と協働して公園の維持管理と緑化なりを推進していくという意味ですから、契約をするというのは相手側にとっては余りなじまないものだと思います。

○委員 そのこのところをはっきりしてこない、今の中間をつくる部分がなかなかできない。どっちに振れるか。それは住民側に、補助という名目で過重な負担を強いているのか、そうじゃなくて、補助という形で逆にこの団体の活動を援助しているのかという、今までのようなあいまいもことしたところは、もし明確にしていくということであれば、契約以外にないのではないですか。この間をつくるといっても、区分だけ多くなりませんか。

○副委員長 ここの援助という、定義を変えるかですね。

○委員長 補助というのは、どういうものなのですか。援助というのは。

○副委員長 この「補助」という表現が一番よくわかりませんね。

○委員長 市が直接行うような事業でないが……。

○事務局 前回の議論でいうと、お祭りの補助なのですからけれども、本来市の仕事じゃないでしょう、ましてやそれに援助しなきゃいけない、奨励しなきゃいけないような性質とも

ちょっと違うでしょうという認識の部分に近いものというところの仕分けといえます。

○副委員長 援助とは違う。何か補助金の補助と、一番左側を援助にして、真ん中のところをもう少しここで協働、奨励みたいな表現にすると、少しわかりやすくなるかもしれませんね。

○委員長 一番左側の「援助」。

○副委員長 援助ですよ。お祭りの援助とかね。

○委員長 そうすると、真ん中がむしろ奨励補助金の奨励という意味。

○副委員長 奨励だと、何か上下関係みたいだから、何か協働とか、ともに働くことを推奨しましょうとか、進めましょうでは。

○委員長 でも、ウィルス性肝炎感染予防対策費補助金が協働というのも何か変ですよ。

○副委員長 委託だと思うけど。

○委員長 名前はともかくとして、委託金ということで本来行政が行う、市が行う業務、あるいは強く推奨する業務という形のを置いておいて、もう少し左側に、協働の意味で奨励あるいは援助するもの。一番左が援助ですね。そういう言葉でちょっと書きかえてみましょうか。ちょっとしたニュアンスの差なのですけれども、それによってまた中身の右と左が動くと思います。

○事務局 委託金の列の中に入っているものの中には、バスの運行みたいに、仕様書を書いて契約的な縛りをかけられるものもあれば、緑、公園の掃除みたいに、自発性でもって、決められた以上にもやってしまう、そういう気持ちの部分が入ってくるものと2通りあるので、それが恐らく協働とか、そういうところに区分けされてくるのじゃないのかと。

○委員長 そうすると、委託金は本当の意味の委託金、本来的な業務ということに基づいて、委託金でもう少し左側に協働というのかな、ともに行政サービスを提供しちゃいましょうというのでしょうか。

○委員 協働ということは、行政がお金を出さなくてもあり得るといえるか、やり得るといえることですね。

○副委員長 その程度がもっと薄まると、援助になるのかなみたいなイメージなのですけど。

○委員 委託は行政がお金を出さないと、そもそも成り立たない、そういうことですね。

○委員長 そのあたり、ちょっと相談をして、定義というかうまく……。

○副委員長 次回委員長がお示しいただけると……。

○委員長 相談いたしました。それに沿って……。

○事務局 言葉の定義をもう少しはっきりさせて、それで冒頭に委員がおっしゃったような形で再度これを組み直してみるということが必要だと思います。

○委員長 一番右側をなくして、左側に移して、ちょっと基準のニュアンスを変えて、市長の協働的なものをもうちょっと前に出せるようにして。そうすると、先ほども申し上げたように、委託金に関しては非常に強い縛りがかかってくる。基準が厳しくなるということで、前委員会の基準を受けられる。左の部分は、プラスアルファということで、委員会でもう少し協働を目指すというものを積極的に援助する、あるいは奨励するというニュアンスでつくり変えてみましょうか。

それでは、何かございましたら、メールでいただくということで、最終的な次回以降のお話をさせていただきましたが。

○委員 冒頭の委員の意見は、収益法人、中間法人、つまり、ここの組織別に分けていくということですか。

○事務局 その辺をどうするのか、歳入構造というところで分けるのか。例えば、分け方の前提として、緑のボランティアみたいなのは、どちらかというとなんか委託ではなくて、協働ですから、援助的な部分に移ってきて、逆に委託的な部分は、事務事業のような視点で公平性という視点をきちんと評価したものをつくっていく。組織の区分はどうしましょう。

○委員 それは、横軸の組みかえで、縦の組みかえは別に必要ないわけですか。前提となるのは、その歳入構造を把握できるかどうかという事実の問題があるのですが、要するに会費がどうだとか、収益事業を持っているかという、各団体に対して補助を出して、団体の状況がちゃんとわかっているならば、上か下かに組み直すだけの話だと整理はつきやすいのかなと思っているのですが。

○副委員長 契約的なことができるかできないか。その区分が多分ここの縦軸の区分で出てくるのだと思うのです。営利法人であれば、ムーバスのように、当然、契約です。ところが、契約できそうもないのは下のほうに、一番下はなくなるにしても、非収益、NPO的なところが入っていくわけですから、それで問題はないと思います。

あとは、都道府県レベルで、特定公益法人の基準にしているようなものを少し簡素化して、例えば補助金を交付するわけですから、出していただくとか。会員の寄附金の割合とか事業、ほかの事業の割合だとかいったものを何か少しそっこのほうから基準を持ってきて出していただいて、それで判断するというのが1つあるかと。実務的にはよいかと思う

のですけど。

○委員長 出せないのがありますよね。医師会だとか。

○事務局 団体の補助は比較的わかりやすいのです。医師会は別に、市の補助はごくごくわずかな部分だと思うのです。当然ほかの事業とかもいろいろやっていますし、市のいろいろな業務を医師会に委託している事業というのも当然あります。

○副委員長 僕はNPOを推奨しているようなことをいっているかもしれませんが、疑っているところもかなりあるんです。本当にこれは非収益なのか、それとも収益なのか。いわゆる税の特典というものの、隠れみのなのか、あるいはマネーロンダリングなのか、いろいろなものがありますから、それは少しはっきりさせないといけないし、それをはっきりさせた上で、収益法人与非収益法人では、委託金の審査とか毎年の予算査定をするときにも、見方が違うのだと思うのです。ビジネスでやっているところとの契約と、非収益の、市内のNPOがやっているところとでは、予算査定のやり方、その委託のかけ方とか委託の規模だとか、変わってくると思うので、それも含めて少し縦軸ははっきりさせたほうがいいのじゃないのかと思います。

○事務局 例えば、商店街の連合会は、各商店は当然営利事業で商業を営んでいるわけですが、商店街の事業主の集まりである何々商店会という団体は、営利事業でもありませんし、基本的にはほとんど会費と市の補助金だけで成り立っていて、街灯の電灯代とかアーケードの費用で、大きな事業がなければ、ほとんどはごくわずかな会員の会費と、市の補助金が半分以上なわけです。それを非営利と判断するかどうかというのがすごく……。この人たちは自分の商業振興のためにやっているもので、ある面、営利事業の結果的な部分ではあるはずなのですけれども、団体をとらえれば非営利といいますか、全然収益性を求めている団体ではないというところがあって、この辺も、この表をつくる時にはすごく悩んだところなのです。

○副委員長 商店街は上なのかなという気はするのです。それが今度ははっきりするような会費、委員がおっしゃったようなのではない基準で分けられないかなというのも1つあります。だから、ちょっとやってみないと。何かアイデアを一たん出していただければと思いますけど。どうやれば上と下とに分けられるか。

○委員長 少しやれる範囲で。無理のないようにやってみましょう。

○事務局 つくってご相談させていただきます。

## (2) 補助団体への意見聴取について

○委員長 あと1点、補助団体への意見聴取ですが、事務局より何かご意見ございますか。

○事務局 本委員会では、当初団体に意見を聞いてということだったのですけれども、補助金の調書である程度は把握できるのですけれども、より厳格なものが必要であるのか、それ以外、例えばこういうものを団体の性格で振り分けをするというのであれば、そういう団体の調査をする。ましてやもっと個々の補助金でいえば、こういう補助金というルールを作成するためには、その団体の意見を……。なかなか全部の団体を呼び出すのは不可能ですので、アンケートをとるといふようなことが必要なのではないかというふうに、前委員会の答申からありましたので、一定のことをそろそろしていかないと、来年3月まででございますので、調査をすると一定の期間がかかるので、その辺を委員のお考えを聞かせていただきたい。

○委員 今まで補助金を決定したプロセスがあるわけですね。そこに資料があるわけでしょう。それを見て、もし必要であればそれを見て、それでできないということであれば、新たに要請するというか、余りその対象の方に迷惑をかけてもいけないし、この委員会で新しい資料をつくるということでも大変だから、今までの決定プロセスの中で、そういう徴収した資料というものが事務局にあるわけですね。それを参考にしたらどうですか。もし団体が決まれば、どういう資料があるか議論して、それを事務局に、去年のものでも何でもお願いしては。

○事務局 決定プロセスというのは、当初のという意味ではなくて、毎年毎年の補助金ですか。

○委員 今までのプロセス、決定した額があるわけですね。それはどういう決定をしているか、その資料というものはあるわけでしょう。

○事務局 古いものと、かなり難しい部分もありますが。

○委員 それは厳しいよ。やっていないということになっちゃうから。

○副委員長 そういう問題を暴くか暴かないかです。

○委員 今持っている資料でできないということは、現状でも情報開示がまずいという結論になりますね。

○事務局 ことしの金額は、例えば団体の会費の状況とかいう中で、こういう部分に補助金が使われているというものは当然ありますけれども。

○委員 それは、現状、あるということですね。

○事務局 例えば何十年も前に始まったときに、どういう理由で始まって、確かに補助金は大きく上がることもないし、大きく下がることも余りないのが現実的な部分でありますので、その部分で……。

○委員 ことしこの金額を出している理由は……。

○事務局 それは論拠としては当然。

○委員 あるということですね。

○委員 それが前年同比ということになると困っちゃう。

○事務局 最初の委員会のころに話が出ましたけれども、その団体がどういう思いで受けているかというのは実態としてわからない面があるのです。

○委員 例えばわずかな、3万円とか、その団体でわずかかどうかわかりませんが、私はいろいろな形でいろいろな人と話す機会があって、補助金をもらっていて、その団体は3万円とか。「要らないのじゃない？」という、「いや、市の補助金があるということで、すごく周りの見る目が違うのだ」ということもいわれるわけです。

もっと大きい、例えば吉祥寺のウエルカムキャンペーン、あれはなぜ吉祥寺だけやるのだという話もあるじゃないですか。2年ぐらい前から始めた、食品のイベントも、補助金としては結構大きいのですよね。ああいうものの情報開示といっても、これがあるから武蔵野市が活性化していくのだというので、かなり何かいろいろ商品を出したみたいなのですけれども、盛り上がったと聞いているのですね。そうすると、武蔵野市全体の売り上げがどうなるといって資料が商工会議所にありまして、あそこにヨドバシカメラが来た、ヨドバシカメラが例えばゴールデンウィークの最中に何億円売ったとかいうのが全部、いろいろな形で把握されて、経済効果がすごいとか、吉祥寺のウエルカムキャンペーンをやることによってそういうことがわかる。だから、それで盛り上がったからこれだけもらって当然という。あのウエルカムキャンペーンは結構長いのですね。

そういう団体のヒアリングというと、例えば商店会連合会のヒアリングをやると、ここにいっぱいありますように、連合会の事業費補助とか先ほどの商業活性化事業と、名前が違うけど、いろいろな名目で1つの団体に結構出ているわけです。だから、複数やっていると、ヒアリングはしやすいと思うのです。商店会連合会でやれば、4つ5つのものが出てくる。結構補助金は大きいですしね。

○事務局 あと、他市において補助金評価委員会等を設置する場合には、かなりの市でやはり団体とのヒアリングをやったりとかアンケートをとったりとか、そういう物理的な時

間がとれない場合には補助金を持っている主管課とのヒアリングをやるとか、いろいろな手法があるみたいですので、この委員会でそういうことを全く何もしないでいいのかどうか、そういうご判断も必要なのかなと思うのですけれども。

○副委員長 どこまでやるかなのです。評価して、要るのか要らないのかを決めるということであれば、会わないと形がとれませんし、実際のところもわかりませんから、そこまでやるのか、それとも指針を出して終わりにするのであれば、まあ1つぐらい聞いてもいいですけど、余り重要ではない。

ただ、評価で、例えば区分をした上でやりますよという、今の商店街でいうと、電気料の一部負担。これは要るのですかということをやるとしたら、やっぱり会わざるを得ないですね。

○委員 吉祥寺駅前に何年か前からイルミネーション。あれは莫大な補助金が出ているのですね。それから、今申し上げた武蔵野飲食・食品まつりとか、何度も申し上げるように、吉祥寺ウエルカムキャンペーン。大体同じ団体がいろいろな形でやっているものにそれぞれ補助金が出ているから、例えば商店会連合会の会長なり責任者が出てくれば、これについて4つ5つは簡単に、こうなのだ、あんなのだという説明、今の街灯の電気代の補助というのは、1人というか1団体が出てくれば、ここでかなりの問題は聞けますね。あとは商工会議所だとか。

○委員 また少し話がずれるかもしれませんが、私の調査というか何をするかというときの考えとしては、この制度を将来的にどうするかということが非常に重要だと思うのですね。委員長が先ほどおっしゃった、この補助金の見直しのためなのか、現行このまま使っていく基準とするのかという考え方からすれば、恐らく我々の委員会はことし限りか来年も続くかわかりませんが、有期。いつか終わるわけですけども、来年、再来年以降は市の中でご判断いただくしかないと思うのですね。特に現課、主管課のほうで補助金をどう判断するかということも、恐らく我々がマトリックスをつくっても、使われなきゃ意味がなくなってくると思うのです。

そうなると、要するに主管課のほうで補助金の判断、また査定に対してどういうアプローチをとれるかというものを、手続的な統制を整備していくのは、将来的にこの委員会としても提案したほうがいいのかと私は思っているのですけれども、その前段階として、例えば今日お話があった分担か委託か協働か奨励か援助かという4類型と、収益、中間、非収益法人かというマトリックスの中で、次の委員会では、財政課サイドとしてのマトリ



ックスの埋め合わせは出てくると思うのですけれども、主管課ではみずから所管している補助金に対してどういう判断をしているのか。前年、今年度補助金を出すときに、どういう判断をしてこれを出しているのかというものを、対照表ではないけれども、比較したほうがいいと思うのですね。

今財政課が持っている整理したものと、各所管が出してきたものが合致すれば、恐らく我々の、幾つかの類型にして、今後は奨励とか協働、援助というものが望ましいとか、委託に整理したほうがいいというものに対していったときに、所管課としても受けやすい、もしもこれがずれていたというときになってくると、それは何でずれているのかという要因を少し所管課のほうから聞いておかないと、整理がつかないのかなと思うのですね。

ですから、各団体に対してヒアリングをするというのも、私はやったほうがいいと、もちろん思うのですが、ただいきなり個別にやってもきりがないので、恐らくそれは所管しているときの各所管課がどんな考え、また判断を持って補助金の査定を行っているのか。これは前回の資料で要求と執行のプロセスの1枚ずつ出ましたけれども、この部分をもう少し、今回の案と組み合わせを考えるためにも、所管課にアンケートするなり、所管課からヒアリングするということは、私はこれは必要ではないのかなというふうには思います。

永遠に続く、補助金がなくなることは絶対ないでしょうから、職員の方でやっぱり規律を保つしかないわけです。そのための方向づけなり意識というものを今把握しておいたほうがよろしいのかなと思います。

そういう意味でいえば、時間がないから所管課に聞くのではなくて、もっと積極的な意味での所管課に聞くといったアプローチが私は必要じゃないかなと、今の話を聞いていて思いました。

○委員 私も賛成ですね。というのは、団体を呼んだって、大きな団体以外はやってられないじゃないですか、全部やるというのは。そうすると、所管課の考えを聞いて、なぜ出したのだとかいう形でやったほうが効率的な気がいたしますので、委員のご意見には大賛成ですね。

○委員長 本日のご議論で一応分担金がなくなって委託金ができる、もう少し左に協働的なもの、どういう形にするか、をつくって、あとは援助をつくってということになって、委託金に関しては、基準みたいなものが次回できてくると思うのです。

左側に関しても恐らく、例えば援助の場合には、事業評価みたいなものも非常に重要になるでしょうし、費用対効果みたいなものも考えなくてはいけないでしょうから、そうい

う基準が恐らく左側のほうでは見えてくるだろうなという予測を私なりにしています。

そのときに、所管課のほうと、どういう目的で、どういう効果をねらって、どういう事業評価をするのだということが議論できると思うのです。

今度はその左側の、また縦横なのか何かわからないけれども、どういう基準で出すのかというのが違ってくると思いますので、その議論をもう一回やって、それから所管課とどうなのだとことをしたらいかがですか。

少なくとも委託金に関しては、前回の極めて強い報告書がありますので、それを基準にして、あり得べき姿を所管課と話さなくてはいけないということになりますね。

もう一回、1回か2回かわかりませんが、左側の議論をして、その次に、じゃ、どうしようかということをご相談させてください。

ただ、具体的な補助金1つ1つのあり方まで、この委員会でやるのでしょうか。

○事務局 今のような一定のフレームができてくれば、先ほどもいいましたように、例えば委託の部分では次回お示しできると思いますので、その辺で一定程度見ていただいて、こっちじゃないあっちじゃないという議論ができれば、個々の部分についても一定程度判断できるのではないかと思うのですけれども。

○委員長 3月までに、例えばこの補助金が必要ですかという議論までは、する必要はないのですよね。

○事務局 方向性が全く見えないでは困るのですけれども……。こういう補助金に疑問があるよという課題が出れば、それは1つの……。委員会で例示的に、これはこうあるべきでしょうというのは出せるかとは思っています。全部が出せれば一番いいのですけれども、時間的に全部出せないとしても、例示的な部分が出せればと。

○委員長 例えば、援助の補助金のこのグループに関しては、こういう指標を至急つくって見てくださいということでもいいわけですよ。

○事務局 それが出れば当然、事務方である程度の整理ができますので、これはこういう判断ですよといったときに、その基準に一番合っていないものというのが抽出できれば、この委員会としては、補助として余り適正ではないのではないかという議論にはなるかと思うのです。

○委員長 では、様子を見ながら。次回は左2つの話をさせていただきますので、事前にもし何かございましたら、メールをいただければと思います。

### (3) その他

○委員長 お手元に3回目の議事録を配っておりますので、ご確認ください。

次々回の開催日は、11月13日、木曜日、16時からということで、会場はまた後日ご連絡させていただきます。

なお、次回の開催は10月23日の15時30分より武蔵野市役所の4階、412の会議室です。

### 3 閉 会

○委員長 では、以上をもちまして、第4回の補助金評価委員会を終了いたしたいと思います。どうもありがとうございました。